# はじめての新潟水俣病

## ■阿賀野川プロフィール

川の長さ …… 210km（日本で10番目）

流出量 …… 129億㎥（日本で2番目）
（平成5年～14年平均の年間流出量）

流域面積 …… 7,710k㎡（日本で8番目）




阿賀野川は、新潟・福島・群馬の3県にまたがり、
源流は、栃木・福島県境の荒海山に発し、
上流の福島県では阿賀川と呼ばれています。
また、いくつかの大きな支流に分かれ、
有名な水源として猪苗代湖や尾瀬沼・只見川があります。

新潟県

# 経済発展の光と影



## 社会や人々は、何を求めていたのでしょうか？

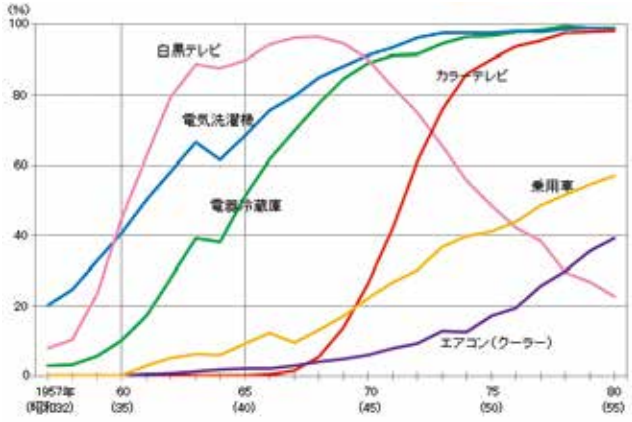
### 高度経済成長

日本では、1950年代後半～60年代にかけて、重化学工業化が推進され、経済の高度成長を遂げました。社会や人々は豊かさを求めていました。

1950年代前半に戦後復興を完了し、1950年代後半には海外から導入した技術をもとに積極的な技術革新が行われ、新しい産業を興すための生産設備が続々と新設されました。

1960年代に入り国民所得水準の上昇などにより大衆消費社会が出現すると、家庭電気製品等の需要が急速に増大しました。（文部科学省「科学技術白書」より引用、一部改編）

**家庭電気製品・乗用車の普及率**




（内閣府消費動向調査「主要耐久消費財等の普及率」データをグラフ化）

### 公害の発生

高度成長の過程で、工場から処理をされずに排出された有害物質により水や大気などが汚染され、健康や命への深刻な被害を及ぼす産業公害が各地で発生しました。

このころの公害の典型は、企業が加害者となり、住民に被害を与えたもので、経済発展に伴って生じたひずみとも言われています。

**四大公害病の発生地域**




### 四大公害病

| 四大公害病 | 発生時期 | 被害地域 | 主な原因 | 原因企業・裁判 |
|---|---|---|---|---|
| イタイイタイ病 | 1922年ごろ | 富山県神通川流域 | カドミウムによる水質汚濁 | 三井金属鉱業神岡鉱業所 1968年提訴 |
| 水俣病 | 1953年ごろ | 熊本県・鹿児島県の八代海 | メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮 | チッソ水俣工場 1969年提訴 |
| 四日市ぜんそく | 1960年ごろ | 三重県四日市市 | 硫黄酸化物などによる大気汚染 | 昭和四日市石油など6社 1967年提訴 |
| 新潟水俣病 | 1964年ごろ | 新潟県阿賀野川流域 | メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮 | 昭和電工鹿瀬工場 1967年提訴 |

※「昭和電工㈱」は2023年に「㈱レゾナック・ホールディングス」に社名変更

### ふつうの暮らしの中で起こってしまった悲劇

新潟の阿賀野川流域に住む人たちは、阿賀野川を母なる川と呼び、川の恵みである川魚を食べ、飲料水や生活用水に使い、また、農業用水や重要な交易路として利用してきました。

ところが、阿賀野川とともに、ただ普通に生活をしていた人たちが、ある日突然、公害「新潟水俣病」の被害にあってしまったのです。

# 新潟水俣病の発生と身体的被害



## なぜ、新潟で水俣病が発生したのでしょうか？

## 新潟水俣病の始まり

水俣病が熊本で1956年に公式発見されてから9年後、新潟県においても阿賀野川流域で水俣病の発生が確認されました。

1965年1月、新潟市の入院患者を新潟大学医学部附属病院で診察したところ、有機水銀中毒の疑いが持たれました。同年5月、新潟大学医学部から新潟県に「原因不明の有機水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発している」と報告がありました。そのとき患者は7人で、既に2人が死亡していました。これが、第2の水俣病となる「新潟水俣病」の始まりでした。

## 新潟水俣病の原因

原因を調査したところ、阿賀町(旧鹿瀬町)にあった化学工場の昭和電工(株)鹿瀬工場が、メチル水銀を含んだ排水を阿賀野川に流していたことがわかりました。



(写真提供 坂東克彦氏)

### 昭和電工(株)鹿瀬工場では…

酢酸や酢酸ビニル等の原材料となるアセトアルデヒドを生産していました。(1936年～1965年)
アセチレンからアセトアルデヒド生成の際、水銀化合物を使用し、メチル水銀が副生されました。

### なぜ、阿賀町(旧鹿瀬町)に化学工場ができたの…

水が豊富な阿賀野川の鹿瀬発電所の電力を利用でき、近くに原料となる石灰石があり、また、安い労働力を活用できたことなどから化学工場が建てられました。

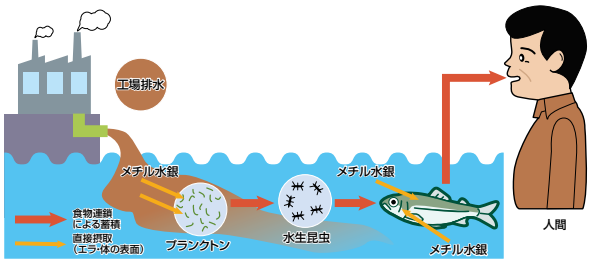
※ 現在、新潟昭和㈱(㈱レゾナック・ホールディングスの子会社)が、主にケイプラパイプを製造しており、排水のpH調整処理など、環境保全に取り組んでいます。
※ 石灰石及びコークスからカーバイドを生成し、これがアセチレンや石灰窒素の原料となります。

## メチル水銀の人体への蓄積

水俣病は、工場排水に含まれるメチル水銀が原因となって起こった公害病です。

阿賀野川のプランクトンに取り込まれたメチル水銀は、川魚に数十万倍もの高濃度に濃縮蓄積され、この魚をたくさん食べた人たちが水俣病になってしまったのです。

### 食物連鎖によるメチル水銀の蓄積



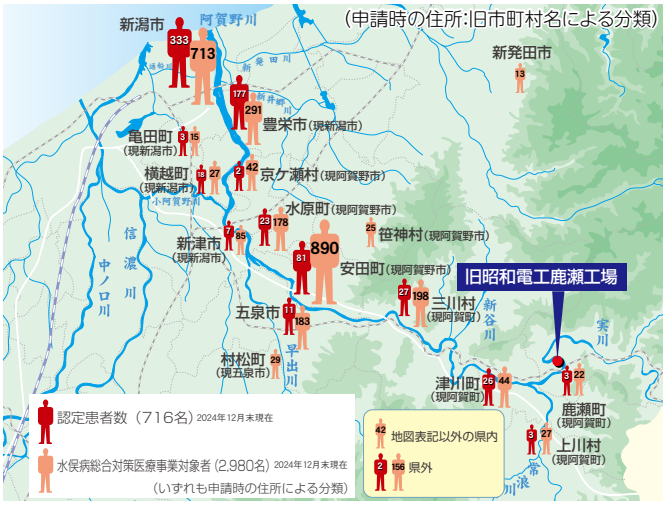

※ 排出された無機水銀が、ある種の微生物によりメチル化され、プランクトン等に取り込まれる場合もあります。

## 新潟水俣病の被害

水俣病のことを隠して亡くなった人や、知らずに亡くなった人もいると言われ、新潟水俣病の正確な被害者の数ははっきりわかっていません。

体内に入ったメチル水銀は、脳の神経細胞を破壊し、感覚障害(視覚、聴覚等)や手足のしびれ、頭痛、めまいなど様々な身体的な症状が現れ、今でも日常生活で苦しんでいる方がいます。

### 新潟水俣病被害者の発生状況(2024年12月現在)




公健法による認定患者数716人、水俣病総合対策医療事業対象者 2,980人

# 新潟水俣病の社会的被害



## 水俣病には、どのような問題があるのでしょうか？

## 差別・偏見の恐ろしさ

水俣病が発生した当初は、原因が不明であったことから「タタリ」、「伝染病」と誤解され、地域から孤立することもありました。原因がメチル水銀中毒によるものであると判明してからも、仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や結婚で差別を受けたりすることがありました。

### どんな差別・偏見があったの…

◆認定申請して認められなかった被害者に対して
**「お金欲しさのニセ患者」**
**「川魚を食べていないのに食べたと嘘を言っている」**
◆認定申請や裁判をして一時金を受け取った被害者に対して
**「金もらってよかったね。私もなりたい」「水俣御殿を建てた」**
**「水俣病なら寝ていろ」**

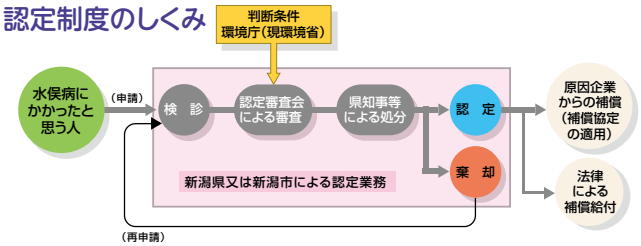
こうした差別や中傷を恐れ、病気を隠し続けて亡くなった人もいると言われています。水俣病は被害者の命や健康を奪っただけでなく、被害者やその家族は、周囲から心ない差別・偏見に精神的にも苦しめられ、地域の絆さえも壊してしまったのです。

## 水俣病認定のしくみ

「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」に基づき、水俣病の認定申請がされると、新潟大学病院での検診（医学的検査）や認定審査会の医学的審査を経て、国の判断基準により水俣病であるかどうか決定されます。

水俣病と認定された人は、公健法による補償か、原因企業との補償協定に基づく補償を受けることができます。

### 認定制度のしくみ




（環境省「申請・届出等手続案内」ホームページ及び環境庁（現環境省）環境保健部「水俣病その歴史と対策」より引用、一部改編）
※1974年に「公害健康被害補償法」（1987年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更）が施行

## 新潟水俣病の裁判

新潟水俣病が1965年に公式確認された後、国の原因究明の結論がなかなか出なかったことや、原因企業が「国の結論が出ても従わない」と公言したことなどから、被害者は「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の道はない」として訴訟に踏み切り、新潟地裁は、「原因は昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水である」と断定しました。しかし、その後も被害者は、水俣病の認定や補償、第二の水俣病を発生させた国の責任を巡って裁判で争い、それは今も続いています。

| 裁　判 | 時　期 | 裁　判　の　概　要 | 被　告 |
|---|---|---|---|
| 第1次訴訟 | 1967年6月<br>～1971年9月 | 昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水が原因であるとして、昭和電工に補償を求めた裁判<br>**→1971年、原告勝利、昭和電工の責任が認められた** | 昭和電工 |
| 第2次訴訟 | 1982年6月<br>～1995年12月 | 熊本で起こった水俣病を再び新潟で発生させたことの国の責任と、被害者を水俣病と認めて補償を行うことを昭和電工に求めた裁判<br>**→1992年、新潟地裁で91人中88人を水俣病と認める判決（原告及び昭和電工が控訴）**<br>**→1995年、熊本水俣病訴訟とともに、政治解決により和解** | 昭和電工、国 |
| 第3次訴訟 | 2007年4月<br>～2019年3月 | 工場排水の規制を行わなかった国の責任、漁業調整規則に基づく有害物遺棄等の禁止を行わなかったとする県の責任及び有害な工場排水による不法行為に対する昭和電工の責任を求めた裁判<br>**→2015年、新潟地裁で判決（原告10人中7人を水俣病と認容。国・県の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴）**<br>**→2018年、東京高裁で判決（原告2人（8人は別訴で水俣病と認定されたため、訴えを取り下げ）を水俣病と認めず。国・県の責任は否定。原告2人が上告）**<br>**→2019年、最高裁が上告を棄却（昭和電工・国・県の勝訴が確定）** | 昭和電工、国、新潟県 |
| ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第4次訴訟） | 2009年9月<br>～2011年3月 | 工場排水の規制を行わず被害拡大の防止を怠ったこと及び認定基準を厳格化し患者救済を切り捨てた国の責任と、有機水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に放出した昭和電工の責任を求めた裁判<br>**→2011年、和解成立** | 昭和電工、国 |
| ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟） | 2013年12月～ | 特別措置法による給付申請の期限に様々な理由により間に合わなかった人や、申請したが非該当になった人などの新潟水俣病阿賀野患者会会員が国と昭和電工に損害賠償を求めた裁判。また、この裁判を通して原告は、水俣病全被害者の救済と水俣病の新たな救済制度の確立を求めている。<br>**→2024年、新潟地裁で判決（認定された2人を除く45人中26人を水俣病と認める。国の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴）**<br>**→2025年2月現在、新潟地裁及び東京高裁で係争中** | 昭和電工、国 |

※上記のほか、「認定申請の棄却処分取消と認定の義務付け」を求める抗告訴訟有り（新潟水俣病関係年表参照）

# 新潟水俣病の教訓を伝えるために



## どのような取組が行われているのでしょうか？

## 被害者の取組



新潟水俣病被害者の中には、「こんな苦しみは自分たちだけでたくさんだ。子や孫に同じ苦しみを味わわせてはならない」という思いから、水俣病の体験を語ったり、新潟水俣環境賞を設置するなど、公害の未然防止とより良い環境づくりに取り組んでいます。

### 語り部による伝承

環境に対する意識や人権への理解を深めてもらうため、新潟水俣病被害者としての自身の経験を後世に語り継ぐ「語り部」活動を行っています。語り部のお話は、新潟県立環境と人間のふれあい館で聞くことができます。

### 新潟水俣環境賞 作文コンクール

次代を担う子どもたちが環境問題に関心をもち、理解して行動することが大切です。

水俣病のような悲劇がこれ以上繰り返されないよう、「身の回りの環境や新潟水俣病」をテーマに、小・中学生を対象にした作文コンクールを実施しています。

※2025年3月現在、新潟水俣病被害者の会及び新潟水俣病阿賀野患者会の会員が取り組んでいます。

## 行政の取組




新潟水俣病に対する偏見は、いまだ一部の地域の人々に根強く残っており、症状からくる苦しみに加え、精神的苦痛を抱えている方がいます。

そうした偏見や中傷を解消し、地域の再生融和を図ることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、新潟県は「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者さんの福祉の増進、新潟水俣病への理解を深め、経験や教訓を伝える教育・啓発の推進など、様々な施策を進めています。(2009年施行)

条例では、阿賀野川の汚染された魚を食べたことにより一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。したがって、法による認定患者も水俣病総合対策の手帳を持っている方も「新潟水俣病患者」です。「ニセ患者」などの誤解や偏見を生む考えをなくすよう県民一人ひとりの理解を深めていきたいと考えています。

### 「新潟水俣病地域福祉推進条例」の概要

| | |
|---|---|
| 保健福祉施策 | 患者さんへの療養や健康管理等に係る負担軽減のための福祉手当や、関係市町と連携して相談窓口や保健師訪問などの支援を行っています。 |
| 教育・啓発の推進 | 環境と人間のふれあい館を情報発信拠点として、研修会・講演会を行うなど、水俣病学習の促進を図っています。 |
| 地域社会の再生・融和の促進 | 阿賀野川流域で、環境資源等を活用したイベントや情報発信を通じ、市民と患者さんとが協働した地域の再生への取組を促進しています。 |

(「誰もが安心して暮らせるために」新潟水俣病地域福祉推進条例リーフレット〉より引用、一部改編)

## 「新潟県立環境と人間のふれあい館」とは



新潟県は、水俣病の教訓を生かす事業に取り組むため、被害者等の要望を踏まえ、新潟市北区に「新潟県立環境と人間のふれあい館　-新潟水俣病資料館-」を開館しました。(2001年8月)

同館では、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えるための教育、普及啓発等の取組を行っています。

# 新潟水俣病関係 年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|---|---|
| 1929年（昭和 4年） | 昭和肥料鹿瀬工場、カーバイド、石灰窒素等の生産開始 |
| 1936年（昭和11年） 3月 | 昭和合成化学工業鹿瀬工場、水銀等を触媒にしてアセトアルデヒド生産開始 |
| 1956年（昭和31年） 5月 1日 | 熊本県で脳症状を呈する患者の発生 水俣病の公式発見 |
| 1957年（昭和32年） 5月 | 昭和電工、昭和合成化学工業を吸収合併し、鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産設備を増強 |
| 1959年（昭和34年） 1月 2日 | 昭和電工鹿瀬工場裏手のカーバイド残さ捨場が崩壊、阿賀野川へ流出、河口まで大量の魚が死滅 |
| 1965年（昭和40年） 1月10日 | 昭和電工鹿瀬工場、アセトアルデヒドの生産を停止 |
| 5月31日 | 新潟大学 椿・植木両教授、新潟県衛生部に対し<br>原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発と報告 新潟水俣病の公式確認 |
| 6月12日 | 新潟大学 椿・植木両教授と新潟県衛生部、<br>阿賀野川流域に有機水銀中毒患者７人発生、うち２人死亡と公表 |
| 6月16日 | 新潟県と新潟大学、合同で新潟県水銀中毒研究本部を設置（6月21日、新潟県水銀中毒対策本部設置） |
| | 新潟大学医学部など、阿賀野川流域住民の健康調査を開始 |
| 6月28日 | 新潟県水銀中毒対策本部、阿賀野川下流の魚介類採捕規制について行政指導実施決定<br>（7月1日～8月31日横雲橋下流採捕規制、9月1日～食用抑制に切替） |
| 1966年（昭和41年） 5月17日 | 新潟大学 滝澤助教授、新潟県水銀中毒対策本部に、鹿瀬工場の排水口の水苔からメチル水銀を検出したと報告 |
| 1967年（昭和42年） 6月12日 | 新潟水俣病第１次訴訟提訴 |
| 1968年（昭和43年） 9月26日 | 政府、水俣病についての統一見解を発表<br>※新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が大きく関与して中毒発生の基盤となっている。<br>※熊本水俣病は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド・酢酸製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が原因である。 |
| 1971年（昭和46年） 8月 7日 | 環境庁事務次官通知（昭和46年判断条件ーいずれかの症状があれば水俣病） |
| 1971年（昭和46年） 9月29日 | 新潟水俣病第１次訴訟判決（原告勝訴、確定） |
| 1977年（昭和52年） 7月 1日 | 環境庁環境保健部長通知（昭和52年判断条件ー症状の組合せが必要） |
| 1978年（昭和53年） 3月24日 | 阿賀野川水銀汚染等調査専門家会議、阿賀野川の水銀汚染の安全宣言 |
| 1982年（昭和57年） 6月21日 | 新潟水俣病第２次訴訟提訴 |
| 1992年（平成4年） 3月31日 | 新潟水俣病第２次訴訟第１陣判決（水俣病罹患を認めたが国の責任は否定。昭和電工、原告控訴） |
| 1996年（平成8年） 2月23日 | 新潟水俣病第２次訴訟第１陣、東京高裁で和解成立 |
| 2月27日 | 新潟水俣病第２次訴訟第２陣～８陣、新潟地裁で和解成立 |
| 2001年（平成13年） 8月 1日 | 新潟県立環境と人間のふれあい館が開館 |
| 2004年（平成16年）10月15日 | 熊本水俣病関西訴訟最高裁判決（国・熊本県の責任を認定） |
| 2007年（平成19年） 4月27日 | 新潟水俣病第３次訴訟提訴 |
| 2009年（平成21年） 4月 1日 | 新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」施行 |
| 6月12日 | ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第４次訴訟）提訴 |
| 2010年（平成22年） 5月 1日 | 水俣病救済特別措置法に基づく給付申請の受付開始 |
| 2011年（平成23年） 3月 3日 | ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第４次訴訟）和解成立 |
| 2012年（平成24年） 7月31日 | 水俣病救済特別措置法に基づく給付申請の受付終了 |
| 2013年（平成25年） 4月16日 | 水俣市の女性を水俣病患者と認定するよう熊本県に求めた訴訟で、認定を棄却とした熊本県の上告を棄却する最高裁判決<br>大阪府の女性を水俣病患者と認定するよう熊本県に求めた訴訟で、大阪高裁判決を破棄し、審理差し戻しの最高裁判決 |
| 12月 3日 | 新潟水俣病第１次抗告訴訟提訴 |
| 12月11日 | ノーモア・ミナマタ新潟第２次全被害者救済訴訟（第５次訴訟）提訴 |
| 2014年（平成26年） 3月 7日 | 環境省、「公健法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」関係自治体に通知 |
| 2015年（平成27年） 3月23日 | 新潟水俣病第３次訴訟新潟地裁判決（原告10人中７人の水俣病罹患を認めたが、国・県の責任は否定。原告、昭和電工控訴） |
| 2016年（平成28年） 5月30日 | 新潟水俣病第１次抗告訴訟新潟地裁判決（原告９人中７人を水俣病と認め、２人を棄却。棄却された原告２人と新潟市が控訴） |
| 2017年（平成29年）11月29日 | 新潟水俣病第１次抗告訴訟東京高裁判決（原告９人（うち８人が第３次訴訟原告）全員を水俣病と認める。新潟市は上告せず判決確定） |
| 2018年（平成30年） 3月23日 | 新潟水俣病第３次訴訟東京高裁判決（原告２人の請求を棄却し、国、県の責任は否定。原告２人が上告） |
| 2019年（平成31年） 2月 4日 | 新潟水俣病第２次抗告訴訟提訴 |
| 3月 5日 | 新潟水俣病第３次訴訟最高裁判決（原告２人の上告棄却） |
| 2024年（令和6年） 4月18日 | ノーモア・ミナマタ新潟第２次全被害者救済訴訟（第５次訴訟）新潟地裁判決<br>（途中で認定された２人を除く原告45人中26人を水俣病と認めたが、国の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴） |

発行者　新潟県（新潟県立環境と人間のふれあい館 ―新潟水俣病資料館―）
R7.3 一部補正　資料中に記載の出展・引用のほか、新潟県「新潟水俣病のあらまし（令和５年度改訂）」及び「新潟水俣病が教えてくれたもの～人間の活動と環境のかかわり～」より引用
表紙写真提供：国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（令和６年10月撮影）

詳細な年表はこちら